

群馬県後期高齢者医療広域連合職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成 28 年 7 月 28 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

群馬県後期高齢者医療広域連合訓令第3号

群馬県後期高齢者医療広域連合職員服務規程の一部を改正する訓令

群馬県後期高齢者医療広域連合職員服務規程(平成19年広域連合訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「出勤し」の次に「、庶務管理システム(職員のサービスの管理に関する事務の処理等を行う電子情報処理システムであって、総務課長が管理するものをいう。以下同じ。)を利用できる職員にあっては同システムにより出勤状況を管理し、同システムを利用できない職員にあっては」を加え、同条第2項中「出勤簿を整理」を「出勤状況を点検」に改める。

第13条を第14条とし、第6条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(休暇等の手続)

第6条 職員は、休暇等の許可を受けようとするときは、庶務管理システムを利用できる職員にあっては同システムにより、同システムを利用できない職員にあっては、休暇簿等により、あらかじめ所属長に届け出なければならない。但し、止むを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができない場合は、事後速かに所定の手続をとらなければならない。

附 則

この訓令は、平成28年8月1日から施行する。